



指令第178号

一般廃棄物（収集運搬業）許可証

住所 市原市五井9093番地3
氏名 みどり産業株式会社
代表取締役 津根 頼行
(法人にあっては所在地、名称及び代表者の氏名)

上記の者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条（第1項・~~第6項~~）の許可を受けた者であることを証する。

富里市長 相川 堅 治



許可の年月日 平成30年11月 1日
許可の有効年月日 平成32年10月31日

複写無効

- 許可番号 第 21 号
- 許可の区分 収集、運搬
- 事業の範囲
 - 取扱廃棄物の種類 一般廃棄物のうち厨芥・紙くず類、缶類、びん類、ペットボトル、古紙・ダンボール類
 - 積替え又は保管場所の有無
 無し 有り
- 営業の区域 富里市内全域
- 許可の更新又は変更の状況

平成30年11月 1日	更新許可
平成28年11月 1日	更新許可
平成27年 4月 1日	役員変更
平成26年11月 1日	更新許可
- 許可条件
 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律を厳守すること。
 - 市内事業者より排出される一般廃棄物に限る。
 - 市内の家庭から一時的に多量排出される一般廃棄物に限る。